

流山おおたかの森駅、運河駅及び初石駅自由通路の管理に関する要領

(令和8年1月19日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、流山市法定外公共物管理条例（平成17年流山市条例第22号。以下「条例」という。）及び流山市法定外公共物管理条例施行規則（平成17年規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「自由通路」とは、別図に示す通路をいう。

2 「占用」とは、条例第6条第1項に規定する法定外公共物の占用をいう。

3 「一時使用」とは、占用に該当しない自由通路の一時的な使用であって、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 集会、演説、展示会、音楽会その他これらに類する催しをすること。
- (2) 募金、署名活動、事業の周知活動等で人が集まり一般交通に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画等を撮影すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自由通路の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(禁止行為)

第3条 次に掲げる行為は、条例第3条第4号に掲げる禁止行為とする。ただし、市長が自由通路の管理に支障を及ぼすものでないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す行為
- (2) 球戯、ローラースケートその他これらに類する行為
- (3) 危険な行為、通行を妨害する行為その他公衆の自由通路の利用に支障を及ぼす行為
- (4) はり紙又ははり札をすること。
- (5) 営利を目的とした物品の販売その他これに類する行為
- (6) 水道、電気その他自由通路に付属する設備を使用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、自由通路の利用及び管理に支障を来たす行為

(一時使用の届出)

第4条 市長は、自由通路を一時使用しようとするものに対し、自由通路一時使用届出書（別記第1号様式）を提出させるものとする。

2 前項の自由通路一時使用届出書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 一時使用をしようとする位置を示す図面
- (2) 一時使用の内容を明らかにする図書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の自由通路一時使用届出書により、条例第3条各号に規定する禁止行為の該当の有無の確認をするものとする。

(占用許可の対象)

第5条 条例第6条第1項第4号に掲げる市長が特に必要があると認めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 看板、旗ざおその他これに類する物件
 - (2) 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
 - (3) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
- (一時使用及び占用者として認めるもの)

第6条 第2条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる一時使用の届出並びに条例第6条第1項第3号に掲げるもののうち商品置場（これに類するものを含む）並びに第5条第2号及び第3号に掲げるものの占用の許可を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 市長が公共公益上必要と認める団体
- (3) 国又は地方公共団体が後援する団体

2 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定により行うことができる選挙運動及び当該選挙運動期間中における政治活動として行われるもの並びに政党助成法（平成6年法律第5号）に規定する政党の政治活動を目的とする一時使用については、前項の規定は適用しない。

(一時使用等の場所)

第7条 第2条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる一時使用並びに条例第6条第1項第3号に掲げるもののうち商品置場（これに類するものを含む。）、第5条第2号及び第3号に掲げるものによる占用の場所においては、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 自由通路の構造又は通行に著しい支障を及ぼさない場所であること。
- (2) 工作物を設置する場合には、原則として十分な歩行空間（交通量が多い場所にあっては3.5m以上、その他の場所にあっては2m以上）を確保すること。ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴

う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りでない。

(許可の条件)

第8条 占用の許可に当たっては、必要に応じて次に掲げる条件その他の条件を付すこととする。

- (1) 占用物件が、許可を受けた占用の期間内に汚損し、又は損傷した場合は、修繕、交換その他市長が指示する措置を講じること。
- (2) 自由通路の施設を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしてはならないこと。（イベント等であっても、ローラースケートやスケートボードなど、施設を破損するおそれのある行為は禁止する。）
- (3) 他の自由通路利用者に迷惑を及ぼさないよう十分に注意すること。
- (4) 仮設テントやステージ、パラソル等を設置する場合は、風雨等により転倒、倒壊等しないように固定するとともに、台風、突風等により飛ばされるおそれがあるときは直ちにこれを撤去すること。
- (5) 多数の来客が見込まれる場合は、交通の要所へ誘導員を配置し、過度な来客者の集中が起こらないよう必要な措置を講じること。
- (6) 占用の終了後は、自由通路の清掃を行い、原状復旧を行うこと。また、清掃に関しては、占用等をした場所はもとより、その動線となる施設についても、汚損の有無を確認し清掃を行うこと。
- (7) 占用に必要な場所（占用の目的を達成するために必要な場所を含む。）で除雪等が必要な場合には、占用者の負担で除雪等を行うこと。
- (8) 緊急連絡先をあらかじめ提出し、緊急時に迅速な対応がとれる体制を整えておくこと。

(一時使用の確認における指導)

第9条 市長は、第4条第3項の規定による確認に当たり、必要と認めるときは、同条第1項の自由通路一時使用届出書を提出したものに対し、前条各号に規定する事項その他の事項の実施について指導を行うものとする。

(占用料の減免)

第10条 条例第14条第2号の公共の利益となる事業とは、第6条第1項第1号、2号及び3号に掲げる者が実施する事業をいう。

附 則

この要領は、令和8年1月20日から施行する。